

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の3中「下記のとおり通知します」を「下記のとおりお知らせします」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。